

## **議会改革特別委員会視察**

### **上越市議会および加賀市議会**

**2014年1月29日（水）～30日（木）**

伊丹市議会議員 桜井 周（フォーラム伊丹）

## I. 上越市議会

### 【調査項目】

- 議会基本条例の内容と作成過程について

#### 1. 杉田議員（広報広聴委員長）から議会基本条例の説明

- 市町村合併のときには旧町村地域出身の議員の意識が高く、議会としてルールを明確化すべきとの声が上がった。
- 議員の持っている情報は原則として全て市民へ提供する。
- 公聴会・参考人制度はほとんど活用できていない。請願では、請願者の意見陳述を行っている。
- 議会報告会では、議長・委員長班と副議長・副委員長班とで手分けして正副委員長が説明。平日の夜に実施。
- 委員会では、意見が分かれた場合、委員長の判断により、質疑ののちに議員同士の討議を行う。
- 反問権が行使された例はないが、反問権があることで議員側に自覚を促す効果があった。
- 議長・副議長選挙では、所信表明の機会を設けている。

#### 2. 質疑応答

Q) 議会報告会の報告内容は？

A) 本会議での委員長報告に基づいて7分程度で各正副委員長が報告。

Q) 自由討議はどのようにして行っているのか？

A) 意見の言いつぱなしになるだけだとしても、議員の説明責任を果たすという意義はある。自由討議のときには当局は退席する。みなさん、紳士的にやっている。誹謗中傷しあうことはない。

Q) 議会の会議は全て公開とのことだが、本会議や委員会のみならず代表者会も市民が傍聴できるのか？

A) 代表者会も公開とのこと、宣伝はしていないが。役員選挙、公開用の記録は作っていない。

Q) 「合意形成につとめる」とあるが、市議会議員はそれぞれ市民からの意見を託されているので、合意形成が難しい場合もあるのではないかと考えるが、この文言をいれた意味は？

A) 予算凍結したときには、議論の過程で議論があってそういう方向になった。

Q) 上越市は市町村合併が契機となったとのことだが、議会基本条例ができたことによって市民の政治意識が高まったなどの効果があったか？

A) 議会報告や意見交換の場ができたことで、市民の関心が高まった。以前は、議員は市民から厳しく問い詰められることがなかったが、議会基本条例以降は市民から見られているということで議員の緊張感が高まった。ちなみに、今では1/4の自治体が議会基本条例を設けている。

Q) 設けてよかった事項、もっと頑張るべき事項などはあったか？

A) 視察の行き放しになっていたが（報告書提出で終わり）、議会基本条例以降は議会質問などの形で成果を出さなければならないという意識が高まった。

Q) 政治倫理についてはどのような議論があったか？

A) 1年半かけて議論したが、建設会社の社長が2名いたこともあり、職業選択の自由との問題で決裂した。政治倫理条例を設けている自治体が、ある中で上越市は遅れているかもしれない。

Q) 議員報酬・議員定数についての市民からの意見は？

A) 合併特例で議員定数が48名となったが、そこから32人にまで削減したので、市民から苦情はほとんどない。

Q) 議員定数について、48人から32人に減らした議論の内容は？

A) 13町村の議員から特例を2回やった。全市1区の選挙にするのに7年かかった。人口20万人の都市では38人が上限。最大38人、最少28人であったので、それを目安とした。

Q) 委員会のインターネット放送のコストは？

A) 設置90万円、ランニングコスト8万円。1か所固定・議員のみ。Ustreamでやるようになって、議員が積極的に発言するようになった。

Q) 旧町村単位に設けられた地域協議会への分権は進んでいるのか？市議会との役割分担は？

A) 自治区（地域協議会）、公募公選制（無報酬）ではあるが、なり手がなくて困っている。

Q) 議会報告会での質問・意見の記録はだれが作っているのか？

A) 担当議員が作成して、広報広聴委員会で承認している。

Q) 議会報告会の出席数が平均20名程度は多いと思うが、どのような努力をしているのか？

A) 一般的な広報に加えて、地域協議会や自治会長を通じて広報している。

Q) 議会基本条例の成果は？

A) 中山間地域振興基本条例や空き家対策条例（審議中）など積極的に取り組むようになった。

### 3. 所感

- 議会改革の先進事例として有名な上越市議会において、実施の当事者である議員から直接お話を聞いたことは貴重な体験であった。議会改革についての視察では、議会事務局スタッフから説明をいただくことが少なくない。しかし、上越市議会では、担当の議員が自ら説明するということで、議会改革に対する自信と自負を感じた。
- 平成の大合併が議会改革の契機になっている事例は他にもあるが（兵庫県内では丹波市など）、上越市が先行事例となっているように感じた。
- 議会改革で当然に実施するとされる事項として、議長選挙の立候補制、議員同士の自由討議、会議の公開、請願者の意見陳述機会の確保、などは、全て実施されており、たいへん参考になった。

## Ⅱ. 加賀市議会

### 【視察目的】

- 議会基本条例と政治倫理条例の制定過程および運用について
1. 議会事務局からの説明
    - (1) 議会基本条例の条文策定
      - 策定検討委員会 21 回、全員協議会 7 回開催
      - 保守派の古参議員が消極的、自分たちの首を絞めることになる。
      - 副委員長が案分作成、市当局から法務担当係長が補佐。
      - 市民との意見交換では、議会基本条例と関係ない議論が多かった。
      - パブリック・コメントでは意見なし。
    - (2) 議会報告会
      - 4 月：予算、10 月：決算について説明。
      - 5 人×4 班=20 人、正副議長は挨拶要員。
    - (3) 質問方式
      - 反問権：詳細説明を求める程度
      - 文書質問：実例なし。「質問しきれなかった事項を文書質問するわ」と発言した例。
      - 議員間討議：統合病院についての議論を想定したが、実施はなし。
      - 参考人・公聴会：実施例なし。
      - 請願：請願人が説明。
    - (4) 正副議長選挙
      - H21 年にやるべき、との声があり、検討中。
    - (5) 政治倫理条例
      - 全会一致ではなく、賛成多数で可決。
      - 政治倫理条例 5 条の兼業禁止規定について、指定管理業者の役員は不可。自治会連合会長、町内会長、補助金・委託料を受ける団体は不可。体育協会長もその下部組織の会長も不可。政治倫理審査会の委員は有識者と有権者で構成。ただし、副会長・顧問の就任は可。下請けの事業者は含まない。

## 2. 質疑応答

Q) 政治倫理条例の補助金交付団体のトップ就任制限について、市民の反応はどうか？

A) 政治倫理条例は、自分たちのことを律するもの、市民に意見を求めるものではない。消防団長はそもそも不可。自治会長を含めているが、補助金を受けている団体で、トップ就任可と不可を判別することは難しいので全て不可となった。補助金交付対象は280団体。

Q) インターネット放送の視聴状況はどうか？効果は？

A) 視聴数は少ない。現時点では費用対効果は小さい。ただし、将来を見据えて、若者一人でも議会に関心をもってもらえればよい。

Q) 行政と議会の報告の違いは何か？

A) 市長の報告と議会の報告と違いがない。どう違いを出していくかが、今後の課題。

## 3. 所感

- 全般的に、まずやってみようという改革姿勢が感じられた。こうした積極的な姿勢は伊丹市議会も見習うべきと感じた。
- 政治倫理条例の補助金交付団体のトップ就任制限について、伊丹市は未だ実現できておらず、加賀市議会の取り組みに注目していた。補助金を受けている団体でトップ就任は全て不可とするなど、明快であった。

以 上